

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和3年7月20日（火）午前10時00分～午前11時57分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池本委員、池邊委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、森川委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 諮問

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案

⇒会長代理の指名により、第一部会へ付託

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案

⇒会長代理の指名により、第二部会へ付託

#### 2 受理関係

⇒別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

## 受 理 報 告 ( 7 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）	令和3年6月1日
	首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道20号間）建設事業（工事の完了後その2）	令和3年6月10日
2 変 更 届	都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業	令和3年6月11日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

総会（第5回）

速 記 録

令和3年7月20日（火）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日も御出席頂き、どうもありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 18 名の御出席を頂いており定足数を満たしております。本日は、柳会長が御欠席のため、齋藤会長代理に進行をお願いします。

これより令和 3 年度第 5 回総会の開催をお願いします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。

では、齋藤会長代理、よろしく願いいたします。

○齋藤会長代理 それでは、会を始めさせていただきます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤会長代理 それでは、ただいまから「令和 3 年度東京都環境影響評価審議会 第 5 回総会」を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問 2 件、受理報告を受けることといたします。

それでは、諮問に入ります。諮問案件について事務局から御説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。それでは、本日の資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読します。

3 環総政第 200 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 7 月 20 日

東京都知事 小池 百合子

## 記

### 諮問第 524 号 「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案

よろしくお願ひいたします。

○齋藤会長代理 「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして事業者から説明を受けることといたします。なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席していただいています。準備ができましたら御説明をお願ひいたします。

○事業者 それでは、評価書案の内容につきまして画面に沿って事業の概要と評価の結果の概要について簡単に説明します。

初めに事業者の名称は「東日本旅客鉄道株式会社」です。

対象事業の名称は「大井町駅周辺広町地区開発」で、高層建築物の新築に当たります。

位置としましては、品川区広町二丁目地内で、敷地面積は約 2 万 9,430 m<sup>2</sup>、A-1 敷地と A-2 敷地から成ります。

最高高さは、オフィス棟の 114m になります。

地上 26 階、地下 2 階になります。

延床面積は、全体で 25 万 9,000m<sup>2</sup>。

主要用途は、業務、宿泊、住宅、商業、駐車場等。

住宅戸数は、約 300 戸。

駐車場台数は、約 500 台。

工事の予定期間は、令和 4 年度から令和 7 年度を予定しています。

供用開始予定は、令和 7 年度となっています。

本事業は、品川区の大井町駅周辺地域まちづくり方針の中で、地域の先行事業として進められるものとなっています。

計画地は、大井町駅に隣接しておりまして、南側には区役所通り、南東側には JR 京浜東北線や東急大井町線などがある大井町駅が入っておりまして、西側には品川区役所が存在します。

現況の計画地なのですが、A-1 敷地についてはキャッツシアター、あとは JR 東日本の関連施設、A-2 敷地についてはスポルというスポーツ施設が現在ございます。

続きまして、建物の配置についてです。計画地右側の A-1 敷地につきましては、オフィス棟及び住宅・ホテル棟を配置し、業務、宿泊、住宅、商業、駐車場等を計画しています。また、左側の A-2 敷地には、商業、駐車場や、上部には広場空間を計画しております。

A-1 敷地と A-2 敷地は 3 階デッキが地下駐車場で行き来するようにつながる計画としております。

計画地の今南側にある高架下には新たに通路を 3 本ほど通過させて周辺地域とのつながりをとろうという計画になっています。

次に、交通計画ですが、将来、供用後における交通ルートにつきましては、周辺道路から計画地南側の区役所通りを通って東急大井町線の高架下の道路から出入りすることを想定しています。

令和 4 年度から令和 7 年度の工事を予定しています。

これは工事用車両の走行ルートを示してありまして、計画地のほうには南北と、あと鮫洲大山線のほうからのルートを考えてございます。

こちらは、環境影響評価項目として選定しましたものでございます。今回は「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」及び「温室効果ガス」の 13 項目を対象に予測評価を行いました。

まず、「大気汚染」についてです。「大気汚染」につきましては、工事中においては建設機械の稼働及び工事用車両の走行、完了後におきましては関連車両の走行、駐車場の供用及び熱源施設の稼働に伴う排出ガスの発生量について予測をしました。

これが工事中の予測断面になります。

これが工事用車両のルートの図になります。

次に、こちらが供用後のルートとして選定したルートでございます。

予測結果ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度の結果ということで、最大着地濃度が南側に出ているという結果になります。同様に、浮遊粒子状物質につきましても南側に最大値が出ています。

次は、駐車場の供用に伴う二酸化窒素の結果になりまして、計画地の西側というか、中央側に出ています。

熱源施設の稼働による二酸化窒素の寄与濃度は、高いところから飛んでおりますので、南東側約 350m のところに最大着地が出ている結果になっています。

「大気汚染」につきましては、自動車交通も建設機械も供用時の結果につきましても、全て環境基準を満足しているというところで、事業による著しい影響はないと考えてございます。

次に、「騒音・振動」です。「騒音・振動」につきましても、建設機械の稼働及び工事用車両と完了後の関連車両の走行について予測を行いました。

「騒音・振動」につきましては、周辺に現地調査の地点を 8 地点設けております。その結果、No. 1 地点というところの区役所通りの平日の夜間と、あと No. 6 というところの立会道路におきましては、平日、休日ともに、環境基準を超えているという場所がございました。その上で予測評価を行いました。

これは建設機械の稼働に伴う騒音で、計画地北側のほうに 80 dB ということで、基準以下の数値の結果が出ています。

振動につきましては、これも同じく北側ですが、これも勧告基準を下回る数字となっております。

工事用車両の騒音・振動につきましては、いずれも環境基準あるいは規制基準を下回っている結果になってございます。

一方、供用後の関連車両の走行につきましては、No. 1 地点と No. 6 地点については、現況で環境基準を超えているということで、数値的には環境基準を超えている。ただ、本事業に伴う騒音につきましては、1 dB 以下ということで、わずかであると考えてございます。

次に「土壌汚染」です。本事業区域の南側には形質変更時要届出区域といった区域がございます。鉛を過去に使っているということで今存在しています。

ここは、解体工事等の工事に伴いまして随時、土壌汚染対策法や環境確保条例に基づいた手続をやってまいりますので、周辺環境に影響を及ぼすことはないだろうと考えてございます。

次に、「地盤」です。こちらは次の「水循環」と併せて説明します。

これは現地調査を行った地点となります。

こちらが掘削したときの断面の模式図になりますが、計画地には大きく、武蔵野礫層と東京礫層という 2 つの帯水層があります。計画地掘削に当たりましては、SMW という遮水性と剛性を持ったセメントの壁を打って、白いところの難透水層の上総層群まで打ち込むことで、

計画地の中と、周辺の地下水の低下や流況の変化は生じないだろうと考えてございます。これに伴って、周辺の地盤の変形や地盤沈下は生じないだろうと考えてございます。

工事の完了後につきましても、施設の地下躯体ができるわけですが、地下水につきましても、今申し上げました2つの帯水層は計画地周辺に広くありますので、計画地の周りを迂回して流れていくといったところで、影響はないだろうと考えてございます。

「水循環」ですが、基本的に今申し上げましたとおり、地下水に影響がなかろうと考えておるところでございまして、供用後の地表面を流れる流出量ということで、現況の土地利用種別で、青が屋根で、グレーが舗装といったところになります。

将来の土地利用です。

排出係数から見て、施設の供用後には地表面の流出量というのは現況と変わらないだろうと考えてございます。そして、品川区の「雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づいて、必要な抑制容量、雨水貯留施設を設置しますので、水の流れに関しても問題ないと考えてございます。

次に「日影」です。「日影」につきましては、日影規制がある周辺には最大1時間程度ということで日影については問題はないと考えてございます。

次は「電波障害」ですが、「電波障害」につきましては、最大で、東京スカイツリーの遮へい障害が2,100mぐらい南部に延びるという結果になってございます。衛星放送も若干影響があると。これらにつきましては対策を講じるので問題ないだろうと。

次に「風環境」ですが、「風環境」につきましては、風洞実験を行って、結果は、現況の、建物が建っていないときの風環境です。基本的に、領域Aと領域Bから成ります。建物が建ったときを見ると、計画地の中のデッキ状で、5地点ほどが黄色の領域Cということになります。これに防風植栽などの対策をとることで、領域Aと領域Bの風環境になるといったところで、影響は現況と変わらないだろうと考えています。

次に「景観」ですが、「景観」につきましては、近景域、中景域、遠景域ということで、モニターを使って予測評価をしています。いずれも、スカイラインも統一感がありますし、変化の程度も小さいといったところで、景観についても問題はなかろうと考えます。

次に「史跡・文化財」につきましては、現場に埋蔵文化財がありますが、これも法律に基づいて適切に処理するといったところですので、問題なかろうということでございます。

次に「自然との触れ合い活動の場」ですが、今回の事業によって自然との触れ合いへの影響はないのですが、計画地の中に新しく広場とか緑化を多く使うということで、周辺

の緑のネットワークにつながって、それらに寄与するといったようなところで、新たな空間ができるということで、プラスの影響が生じるだろうと考えてございます。

次に「廃棄物」ですが、「廃棄物」につきましても、建設発生土につきましても 31 万 5,000m<sup>3</sup>が発生しますが、再利用を行うことで「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成できるだろう。建設汚泥につきましても 4 万 m<sup>3</sup>が予測されますが、同様に再資源化を行うことで目標値を達成できるだろう。同様に、建設廃棄物につきましても、発生いたしますけれども、再資源化を図ることで目標を達成できるものと考えています。工事の完了後につきましても同様に再資源化を行うことで目標は達成できるだろうと考えてございます。

最後に「温室効果ガス」です。「温室効果ガス」につきましても、結論だけですがけれども、排出量は年間約 2 万 820t 発生予測します。削減量につきましても、5,205t。約 20%を削減できるだろうと考えます。

これらのことから、環境確保条例等に基づく事業者の責務を満足しているのではないかと考えています。

以上でございます。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、事業者の方々から今御説明を頂きましたので、ただいまの説明内容等につきまして委員の皆様から御質問、御意見等を頂きたいと思っております。水本委員、よろしく願いいたします。

○水本委員 「史跡・文化財」を担当しております水本です。よろしく申し上げます。

先ほどの「史跡・文化財」の御説明で、適切な処理をされるということでしたけれども、令和 4 年度から御計画になっていますので、そろそろ動き出しをしないと間に合わない時期にもかかってきているかなと思うのですが、まずは、当該自治体の教育委員会にはもう御相談をされているのかという点と、試掘調査については場合によっては早く入れるということも可能かと思うのですが、そのあたりも含めた御相談をなさっているのか、いないのかという点。そして、その工事の中に例えば埋蔵文化財の調査をされるとしたら、それはいつぐらいに織り込んでいるのか。

もう一つは、コメントとしまして、こちらには、南手の大森貝塚を含めて縄文の貝塚、こちらもそういう予想もされますが、非常に重要な遺跡が眠っておる場合があります、単純に、昔の人の生活ということのみならず、東京湾の古環境に関わる非常に重要なデータが得られる可能性があります、これは都市の防災上も非常に重要なデータとなる可能性があります

ますので、このあたりもお考えなのか。

以上、4点、聞かせていただければと思います。お願いします。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 まず、埋蔵文化財につきましては、当該場所が別事業の撤去工事をやっております。この工事で既に教育委員会とはもうお話をさせていただいております。具体的には、今月からその撤去工事の掘削が始まる関係で、来週、教育委員会立ち会いのもとで掘削を行っていく予定になっております。今回の計画地における埋蔵文化財の当該場所が、この箇所だけですので、この箇所について今教育委員会と現地を見ていただくという形になっております。

大森貝塚の話は存じ上げなかったのですが、教育委員会のお話では、ここは結構高低差が激しい場所なのですが、この工場のもともと今ある敷地の部分というのが、そもそも掘られてできている台地になっておりまして、おそらく駅の高さから類推すると、今、埋蔵文化財の当該場所が10mぐらい掘られているところになっておりまして、多分もうここでは出ないだろうということで御意見を頂いていたのですが、念のため立ち会いをさせていただくという形で今話を進めております。当然、文化財で該当するものが出ましたら、適切な調査期間をとって準備を、この新築工事の前に掘削調査等を終わらせるというスケジュールで進んでおります。

○水本委員 ありがとうございます。

既に教育委員会とは連携をとられているということで、少し安心しました。

それから、その後も、埋蔵文化財の場合は発見されれば調査はするというように、開発される場合、なると思いますので、ここに今、遺跡として括られていない範囲でも、おそらくその法律上は、別のところで見つかった場合は、する必要が出てきますから、その辺も御認識の上で今後も——私はてっきり、全体的な計画の中にそういった確認を織り込んでいくかなと思っておりましたが、そうでなくては、今後も随時やられるということであれば少し安心ですので、承知しました。ということでの理解でよろしかったでしょうか。一言お答えください。お願いします。

○事業者 そういった御理解で大丈夫です。

○水本委員 はい、ありがとうございます。

私のほうからは以上です。

○齋藤会長代理 それでは、平林委員、お願いします。

○平林委員 「水循環」を担当しています芝浦工業大学の平林です。2点、お伺いさせていただきます。

まず、地下水並びに地質には影響を与えないような施工方法ということでおっしゃっていただいていたけれども、帯水層が2つありますし、そこまで強い地盤でもないということでモニタリングが大事かと思えます。ですので、周辺の地下水の流動と、あとは工事の前後にどこでモニタリングをされるかを教えてください。それが1点目です。

2点目は、雨水の抑制のところで、かなり建物の面積が既存よりも増えるということで貯水槽などの御準備をされると。この工事の前後で流出がほとんど変わらないという数字をお見せいただいたかと思うのですが、それは念のため、雨水貯留を勘案した上でピークがそこまで上がらないという計算になっているのか。計算方法について教えてください。

○齋藤会長代理 2点ありましたが、事業者の方から御回答をお願いします。

○事業者 最初の地下水の調査ポイントについて、現況の調査シーンとしまして、計画地の南側、北側の位置点に調査ポイントを設定しまして、地下水の水位等を1年間測っています。今後、施工業者を決定してからの調整になろうかと思えますが、基本的には現況調査と同じ地点、付近で調査をさせていただくという計画をしております。ただ、今後の施工の手順がありますので、そこら辺をまた踏まえまして、適切に、できる限り、北側と南側で2地点という形で計画をさせていただいております。

流出量につきましては、計算方法としては、原単位を用いて土地利用をかけてみてというところの話なのですが、現況と比べてどの程度変わるのかということで、この程度であると。それと、雨水貯留量につきましては切り離して考えております。貯留量は指導要綱に基づいて確実にやっていかないといけないところなので、それはやります。現在の雨水流量につきましては変わらないというところで、これに対する対策というか、特にそれに特化した対策をとるということは考えていないということです。

○平林委員 建物面積が増えても、そもそも浸透しないところなので流出量は変わらないのか、ちょっと分からないのですが、全体の面積の中で建物の面積が少ないので、雨水の流出はほとんど変わらないという計算になっているのか。

○事業者 ほとんど、舗装されたところで浸透する場所がないという場所になっています。そこで建物の土地利用が舗装から屋根に替わっても、表面を流れる流量は変わらないという。

○平林委員 分かりました。下も全部舗装だからということですね。ありがとうございます

た。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、よろしくお願いします。

○渡邊委員 御説明ありがとうございます。青山学院大学の渡邊と申します。「温室効果ガス」を担当しております。

先ほど「温室効果ガス」のところで 20%削減になるので、事業者の責務としては十分だろうという御説明があったかと思うのですが、その 20%で十分であるという根拠がもしあればお示しいただきたいと思います。

○事業者 20%で十分だということではなくて、この事業では、現段階で削減量を見込むことができる設備システムのエネルギーの利用低減というところで ERR というところで 20%を考えておりますので、それに伴って、その数字を考えていたところですので、それで十分ということではございません。

○渡邊委員 この施設は、相当長期にわたって使うことになるというふうに理解していますので、そうすると、20%削減というのは決して十分な値ではないようにも思うのですが、今後評価が可能な部分、見えてくる部分がより多くなってくれば、さらなる削減が可能になるという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 20%削減というのは ERR が 20%削減ということです。温室効果ガスが 20%削減ではないです。エネルギーの利用低減の基準で ERR という数値があります。これについて 20%削減の表記となっております。

○渡邊委員 分かりました。温室効果ガスとしてとしては、削減パーセントというのは出されているのでしょうか。

○事業者 はい、二酸化炭素についても削減率としては 20%といったところの数値となっております。

○渡邊委員 総量としては出されていないという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。

○渡邊委員 分かりました。削減率としては 20%ということですね。これはさらに深掘りする可能性もあるということでしょうか。今見せていただいているところですね、2)のところにも 20.0%で予測するという記載がありましたので、エネルギー効率性だけではないという理解だったのですが、それでよろしいですか。

○事業者 今のエネルギー利用ですとか二酸化炭素の排出量を計算させていただきまして、

今画面に出ておりますが、排出量、それから削減量という形で目標値をつくっております、20%は目標にしましょうという形にしております。今後、新しい知見、あと詳細な設計、それで設備関係の計画が随時詳細されてきますので、その中で、できる限り、二酸化炭素の排出量ですとかエネルギー効率で、よい施設をつくっていくという考えでございます。

ただ、今の段階ではなかなか、詳細なことができておりませんので、予測としてはここまでの予測になっております。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。よくよく御存じのことだとは思いますが、20%削減ではおそらく足りないと思いますので、技術の進歩に伴ってさらなる深掘りをしていただくようお願いしたいと思います。

○事業者 今後も検証してまいりますので、よろしくお願いたします。

○齋藤会長代理 引き続きまして、池本委員、よろしくお願いたします。

○池本委員 私は第二部会で「廃棄物」のほうなので、直接審議のほうには関わらないのですが、この調査計画書のときに確認したのですが、この事業の環境影響評価では、解体は別事業で行われるため今回の対象外になっているということで、今回の評価書案もそれで進められたかと思えます。その中で、340 ページでアスベストについて現況ということで確認をいただいているのですが、調査計画書のときにもお話ししたのですが、解体の部分に多少触れておられたりとかして、ちょっと半端な感じがして、建てつけが曖昧なのかなというふうにも思っています。

それで、アスベストについてはそういう解体のことも触れていて、ほかのところでは例えば解体については、読んだ限りにおいては多分触れていないのかなというふうに感じたのですが、土地は今の別事業の方に貸しているので多少そういうようなことで環境影響評価の関係、廃棄物削減の関係、東京都の建設リサイクル計画の関係とかで、何かコメントができるのであれば、そういったことも書いていただいたほうが、建てつけとしてはきれいなのかなと感じたのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○事業者 御指摘のとおり、解体事業に関しましてはアセスの対象外と。現に使用している使用者のほうで解体していただいて、受け渡すという形になっています。

340 ページのアスベストにつきましては、現況の調査結果という形で載せております。それに対しまして確認されてはいないのですが、今持っていらっしゃる施設の方々が解体されるときにはちゃんとやりますよというふうに書いております。

予測のほうは、解体は対象外になりますので、アスベストの話は記載していないという状

況になります。

○齋藤会長代理 池本委員、いかがでしょうか。今のような御回答でよいでしょうか。

○池本委員 つくりとしては理解しているのですが、例えば現況の中に解体の状況でアスベスト以外のことも多少触れられるのだったら書いておいたほうが、アスベストだけ解体を書いていることが、現況だとしても逆に違和感を感じて、そのような感じに捉えられたのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○事業者 特記として、特別管理廃棄物という形の状況で書いておりましたので、追加で、現況の建物の状況等も記載して、それはまた現所有者が解体していくという形で整理させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○池本委員 はい、承知しました。解体の観点でもし書ける部分があれば、少し書いていただけると、現況としてもいいのかなと思いますが、そこら辺は状況にもよると思いますのでお任せしますが、よろしくお願いします。

○齋藤会長代理 記載していただけるということではあるのですが、アセスの対象とちょっと違うので、そこら辺の書き分けの問題もございますので、いろいろ御検討頂ければと思います。

○事業者 はい、よろしくお願いします。

○齋藤会長代理 森川委員お願いします。

○森川委員 計画書を頂いたときも話になったのですけれども、工事用車両と供用後の車の流れということで出入口になるところが高架の下の1か所のところからしかないという図になっていると思います。かなり厳しいなと思っていて、実際にほかの道路から入ってこられる可能性というか、例えば新しく何か線ができそうとか、そういった可能性はもはやなくて、ここで我々審議をこれからしていくのですけれども、ここだけですよということなんでしょうか。もし何か計画がありそうとか、あるのでしたら、教えていただきたいと思います。

○事業者 現状は、今この絵にならざるを得ないところがあるのですが、この後すぐ、品川区庁舎の建替事業が控えておまして、それと併せて、そもそも今回の区画整理事業において、この区画道路1号と今書いてありますけれども、2号がちょうど行政機能・にぎわい集積ゾーンと書いてある上の部分のグレーの矢印、これが補助163号線に抜ける道路になりまして、区画道路1号と2号を合わせてT字型の道路が区画整理事業全体でつくる道路になります。今回、環境アセスにかけているのは、A-1敷地、A-2敷地の先行する事業についてですので、おおむね、今、何年後かというのはあれですけれども、そう遠くない将来に北側の区

画道路2号も整備される予定になっております。

○森川委員 何年後ということは、工事の期間中には難しいという感じですかね。

○事業者 そうです。そもそも、この区画道路2号をつくるためには、現品川区庁舎を解体しないといけないので、新しい品川区庁舎をつくって使用して、解体をした後、道路をつくる予定になっております。

○森川委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。では、そのように考えます。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、堤委員、お願いします。

○堤委員 堤です。第一部会で「温室効果ガス」を担当しております。先ほどの渡邊委員の御意見にも関連することなのですが、二酸化炭素の削減が-20%というところに関してコメントさせていただければと思います。

以前、この計画について都民の方からの御意見にもあったかと思うのですが、ここは現状、スポーツ施設とか劇団四季のシアターが建っていて、住民が全くいないエリアとなっております。そこにオフィスとか住居ができるという計画ですので、どうしても温室効果ガスの排出量というのは現状と比べると多くなるという計画かと思います。先ほどおっしゃっていただいた-20%というのは、ここに基準建築物が建った場合と比較して-20%ということなのですが、現状そこに住んでいる人がいないという状況と比べると、-20%ではなくて、どうしても排出量が発生してしまうというようなことになるかと思っておりますので、-20%だからいい——いいとおっしゃらないかもしれないのですが、-20%だからということではなくて、そういう御認識を持っていただいても、今後の設計とか計画のプロセスが進んでいく中で、さらなる温室効果ガスの削減のための取組をしていただければと思っています。既に環境計画書制度でいろいろと御検討されていると思うのですけれども、よろしくをお願いします。

コメントになりますけれど、以上です。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

今、堤委員からコメントということで頂きましたが、何か事業者のほうから御回答するようなことがありましたら、御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

今後、実施設計はこれからですので、環境関係の手続を同時に踏まえまして、都市計画事業でもありますので、そのあたりはいろいろ東京都からも御注文を頂いているところもあります。引き続き、二酸化炭素の排出量が削減できるように努めていきたいと思っています。

○堤委員 よろしくお願ひします。

○齋藤部会長代理 それでは、高橋委員から手が挙がっているようです。よろしくお願ひします。

○高橋委員 「騒音・振動」を担当しております高橋と申します。よろしくお願ひします。

関連車両の通行に伴う騒音に関してなのですが、No.1とNo.6の2か所で、そもそも現段階で騒音が環境基準を超えているということで、関連車両が走ることによって予測結果が当然上乘せになるので、超えてしまうのは仕方ないと思うのですが、関連車両の走行量の抑制とかあるいは平準化について、もう一度、これは工事用車両ではないので事業者の方がコントロールするのは難しいだろうということも承知しているのですが、もし何か関連車両の走行の抑制とか平準化について対策を考えられていることがあれば教えてください。よろしくお願ひします。

○齋藤部会長代理 それでは、事業者の方、御回答をお願ひします。

○事業者 交通量についてですけれども、「環境保全のための措置」というところに、工事の施行中と工事の完了後について書いています。工事の施行中につきましては、一番下にありますが、工事用作業員の通勤に際しましては公共交通機関を使うように指導していくとか、あと、車両が集中しないように計画する。そのような対策をとっていくこととなります。

供用後につきましては、読ませていただきますが、「計画建築物の施設従事者に対しては、極力公共交通機関を使用するように要請するとともに、施設来訪者に対しては、施設ホームページやフロアガイド等に、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の低減に努める。」、このような対策を考えて入れさせていただければと考えています。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございました。

○齋藤部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、おおむね意見が出尽くしたと理解させていただきたいと思います。事業者の皆様方、ありがとうございました。これをもって、1つ目の諮問については議論を閉じたいと思います。事業者の方は御退出ください。

(事業者退出)

○齋藤部会長代理 それでは、次の諮問案件に入ります。

○齋藤部会長代理 諮問案件について事務局から御説明をお願ひします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。それでは、本日の資料2を御覧ください。諮問文でございます。朗読します。

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 7 月 20 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 525 号 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案

よろしくお願ひいたします。

○齋藤会長代理 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。準備が整いましたら御説明をお願ひいたします。

○事業者 それでは説明を進めさせていただきます。

それでは、環境影響評価書案「国立印刷局王子工場整備事業」について説明します。評価書案の 1 ページ目を御覧ください。

事業者は、独立行政法人国立印刷局です。

対象事業の種類は、工場の設置です。

表 3-1 を御覧ください。こちらは対象事業の内容の概略です。

所在地は、現在王子工場が稼働している東京都北区王子一丁目です。

計画地の面積は、約 4 万 7,800m<sup>2</sup>です。

敷地の一部を北区に譲渡する計画であることから、将来の敷地面積は約 3 万 3,800m<sup>2</sup>です。

事業の目的です。本事業は王子工場の敷地の一部譲渡を目的とした協定書を平成 29 年に北区と締結したことを踏まえ、譲渡後の敷地に工場機能を集約するため、一部の建築物を建替えにより更新し、さらには譲渡予定の敷地に存在する建築物等の解体を行い、敷地内の再整備を図ることを目的としています。また、北区への敷地の譲渡は、将来の北区新庁舎の建設等に寄与し、良好な都市環境の創出に貢献するものとなります。

こちらは現在の王子工場の施設配置図です。解体範囲を斜線で示しています。赤の破線で囲んだ範囲が北区への譲渡予定敷地です。計画地の北側に明治通り、計画地と明治通りの間にマンションなどが立地しています。南側には石神井川と首都高速中央環状線があります。

14 ページ目を御覧ください。こちらは土地利用計画図です。将来の工場敷地には計画建築物として事業棟Ⅰ、Ⅱと駐車場、緑地・構内道路等を整備する計画です。そのほかの主な建築物や施設等は残置します。

15 ページ目を御覧ください。工場計画について説明します。計画建築物には、解体予定の建築物の機能を集約し印刷関連の設備も一部更新する計画です。主要製品は郵便切手、その他諸証券類です。製造量はこれまでと同程度を計画していますが、効率的に稼働させることで主要な生産設備の台数を減少する計画です。

製造工程は、図に示すように、ほかの工場や王子工場内の既設の工程を受けて、事業棟Ⅰではグラビア印刷、事業棟Ⅱでは仕分けや手すき作業を行います。グラビア印刷で使用するインキは、従来どおり、約 95%が水性インキの計画です。また、グラビア印刷の乾燥施設は、現状の施設と同様に大気汚染防止法で定める揮発性有機化合物の排出施設の規模要件に該当しないものを選定する計画です。

16 ページ目を御覧ください。建築計画等の概要です。表の左側の太線で囲んだ範囲が計画建築物です。建築面積の合計は約 4,980<sup>m</sup><sup>2</sup>、延床面積は約 1 万 9,360<sup>m</sup><sup>2</sup>です。建物の最高高さは、事業棟Ⅰが約 31m、事業棟Ⅱが約 30m です。地下躯体の最大深さは約 2.5m です。

18 ページ目を御覧ください。こちらは計画建築物の断面図です。

20 ページ目を御覧ください。こちらは南側から見た完成予想図です。

21 ページ目を御覧ください。駐車場計画と熱源計画について説明します。駐車場台数は東京都駐車場条例に基づく附置義務台数約 150 台を確保する計画です。計画建築物では、電気を熱源とする計画です。残置する建築物では従来どおり電気または都市ガスを使用します。

22 ページ目を御覧ください。こちらは工場の主な給排水系統計画図です。新規の計画を太いラインで示しています。計画建築物からの印刷作業により生じる工場排水は、既設の排水

処理施設で処理し、従来どおり下水排除基準値以下に処理した上で公共下水道に放流する計画です。グレーのハッチがかかった電気メッキ槽は、水質汚濁防止法及び下水道法の特定施設に該当しますが、残置する建築物内に存在します。計画建築物には特定施設は設置しない計画です。

23 ページ目を御覧ください。水循環計画については雨水排水の抑制のため雨水貯留施設を設け、貯留した雨水はトイレ洗浄水等として使用する計画です。また、地下水の揚水は行わない計画です。

24 ページ目を御覧ください。印刷関連施設の局所排気の排気口の位置は御覧のとおりです。計画地敷地境界からの距離を確保するよう努めました。排気口高さは約 32m です。

23 ページ目にお戻りください。⑨の設備配置計画について説明します。主な騒音・振動源となる主要な製造設備は、計画建築物の中央付近に配置するとともに、主要な壁を遮音性の高いコンクリート製とし、壁や天井の仕上材は吸音性の高い仕様とします。開口部については遮音・防音仕様の建具を使用する計画です。また、各機器において振動による影響が懸念されるものについては、防振架台の採用等を検討し、振動の低減を図る計画です。屋上の設備には騒音等の発生が少ない機器を選定し、設備機器の周囲には防音壁を設ける計画です。必要に応じて防振架台の採用等を検討します。

25 ページ目を御覧ください。こちらは本事業の緑化計画と必要緑地面積です。将来の敷地内に全体で約 5,100m<sup>2</sup>の緑地を計画しています。本事業では、「工場立地法」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「東京都北区みどりの条例」に基づく必要緑地面積を満足する緑地を確保する計画です。

26 ページ目を御覧ください。こちらは緑化計画図です。敷地境界部や駐車場の外周等に植栽を行い、計画地南側の敷地境界沿いには石神井川の景観と一体的になるように緑地を整備します。また、新たに植栽する樹種は潜在自然植生やその代償植生の構成種などの在来種を積極的に選定するよう努めます。

27 ページ目を御覧ください。こちらは廃棄物処理計画です。廃棄物処理については従来どおり適正に処理を行います。発生量については王子工場としての製造量はこれまでと同程度を計画していることから、従来どおりの発生量を見込んでいます。

28 ページ目を御覧ください。こちらは温室効果ガス排出量低減対策です。PDCA サイクルを活用した環境負荷及び環境リスクの低減、エネルギー管理方針の制定等を計画しています。

30 ページ目を御覧ください。関連車両の計画について説明します。車両の出入口は将来の

工場敷地内にある現状の出入口を引き続き使用します。敷地内に車だまりを設け、周辺の交通流に影響を与えないよう配慮する計画です。関連車両の台数については従来どおりの台数を見込んでいます。

32 ページ目を御覧ください。施工計画について説明します。こちらは全体の工事工程を示したものです。令和 4 年度に着工し、令和 8 年度に計画建築物の竣工、令和 12 年度に工事の完了を予定しています。工事は工場を操業しながら実施します。工事の順序としては、1 期工事として既存の加工棟の解体工事を行い、その跡地に事業棟 I・II を建設します。2 期工事では印刷棟及び譲渡予定敷地内の建築物等の解体を行い、併せて駐車場、緑地、構内道路等の整備を行う計画です。工事時間は原則として午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜日は工事を行わない計画です。

少し飛びますが、37 ページ目を御覧ください。(5) 土壌汚染について説明します。1 期工事の敷地の一部については土壌汚染状況調査を実施しており、六価クロム、砒素、ふっ素、鉛で基準を上回る区画が確認されました。この結果は、「土壌汚染対策法」第 4 条及び「環境確保条例」第 116 条、第 117 条に基づき届出を行っています。今後、1 期工事範囲内で必要な全ての調査を実施し、届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査結果に基づき汚染拡散防止計画書等を作成し提出します。この計画書に基づき、土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出、地下水汚染の拡散を防止する計画です。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手します。2 期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画です。

33 ページ目にお戻りください。こちらは工種別工事工程表です。1 期工事では既存の加工棟の地上部を解体し、続いて土壌汚染対策工事とともに、加工棟の地下解体を実施します。その後、計画建築物の建設工事を行います。2 期工事では、計画建築物への機能移転を行い、その間に並行して、2 期工事範囲内の土壌汚染状況調査等を進めます。その後、譲渡予定敷地内の建築物と印刷棟の解体工事を行います。

34、35 ページを御覧ください。工事用車両の主要走行経路は御覧のとおりです。工事用車両の出入口の位置は、現状で関連車両の出入口として使用している 2 か所を計画しています。また、工事中は敷地内に車だまりを設け、周辺の交通流に影響を与えないよう配慮する計画です。

36 ページ目を御覧ください。こちらは主な工事内容及び建設機械を示したものです。1 期

工事の解体工事では、加工棟及びその附属建屋を解体しますが、地下躯体の一部は残置する計画です。地下解体後は埋戻し土で埋め戻します。2 期工事では、譲渡予定敷地内は地下埋設物も含め全て撤去します。印刷棟及びその附属建屋については、地下は解体せず、埋戻土を用いて埋め戻す計画です。

山留・土・杭工事は、1 期の建築工事で行います。山留壁は止水工法である鋼矢板工法で構築します。また、解体する加工棟の残置する地下躯体の一部も山留壁として利用する計画です。土工事は、地下約 2.5m まで掘削します。杭工事は、事業棟 I、II の基礎杭として、既成コンクリート杭を根入れします。地下約 26m 付近に存在する砂質土層、砂礫層を支持層とする計画です。

基礎工事、地上躯体工事、仕上工事も 1 期の建築工事です。

外構工事は 1 期工事、2 期工事で行い、植栽及び場内のアスファルト舗装を行います。

37 ページ目をごらんください。(4) 建設廃棄物について説明します。建設廃棄物は再資源化、再利用を促進し、減量化を図るなど適正に処理します。石綿含有建材については「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル等」に基づき、特別管理産業廃棄物または石綿含有産業廃棄物として、飛散防止措置のもと、適正に除去し、処理を行う計画です。

38 ページ目を御覧ください。④濁水防止対策について説明します。根切底面には釜場を設け、水中ポンプにより排水します。釜場には濁水防止のフィルターを設け、工事に伴い発生する排水は適切に処理し、下水排除基準値以下であることを確認して公共下水道に排水します。なお、1 期工事範囲で砒素の地下水汚染が確認されていますが、その濃度は 0.011 から 0.018 mg/L であり、下水排除基準値以下となっています。

以上で事業計画の説明を終わります。

50 ページ目を御覧ください。続いて環境影響評価の項目について説明します。○を付けたところが選定した項目です。調査計画書で選定した 8 項目に「水質汚濁」を追加して 9 項目としました。選定した項目は「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「日影」「電波障害」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の 9 項目です。

53 ページ目を御覧ください。「水質汚濁」の選定理由です。土壌汚染状況調査の詳細調査により、地下水汚染が確認されました。このため、工事の施行中に汚染土壌の掘削等による地下水の水質への影響の可能性等が考えられることから選定したものです。予測する事項は「汚染土壌の掘削等に伴う地下水の水質への影響の内容及び程度」としました。

50 ページ目にお戻りください。本事業では、将来の製造量や関連車両台数、廃棄物発生量やその処理方法が変わらないことから、関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、完了後の廃棄物は選定していません。また、施設の稼働に伴う揮発性有機化合物の影響についても予測事項としていません。その理由について説明します。

51 ページ目の下から 6 行目以降を御覧ください。施設の稼働に伴う影響として、印刷工程で発生する揮発性有機化合物の影響が考えられますが、本事業では予測事項としていません。計画建築物で行うグラビア印刷は従来どおり、使用するインキの約 95%が水性インキの計画であること、グラビア印刷の乾燥施設は大気汚染防止法で定める揮発性有機化合物の排出施設の規模要件に該当しないものを選定すること、また、現工場の局所排気口における揮発性有機化合物の調査結果が環境確保条例に基づく有害ガスの規制基準、参考として比較する大気汚染防止法に基づく排出基準を下回っていること、印刷機の設置台数は現状の 6 台に対し将来は 3 台とする計画であることから、予測しないこととしました。

それでは、資料編に示した工場の局所排気口における揮発性有機化合物の調査結果について説明します。資料編の 23 ページ目を御覧ください。こちらは現工場の局所排気口における揮発性有機化合物の調査結果です。調査は油性インキの局所排気口、水性インキの局所排気口で、それぞれトルエン、キシレン、ノルマルプロピルアルコール、総揮発性有機化合物(TVOC)について調査しました。トルエン、キシレンは環境確保条例に基づく有害ガスの規制基準を下回っていました。また、本施設は大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設の規模要件に該当しませんが、参考としてその排出基準と比較すると、総揮発性有機化合物の調査結果は、油性インキで 530ppmC、水性インキで 130ppmC であり、排出基準の 700ppmC を下回っていました。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○齋藤会長代理 ありがとうございました。

御説明としてはこれでよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○森川委員 VOC についていろいろ追加をしてくださってありがとうございます。気になったのは、施設の規模要件が法律に触れるものではないものを選びましたというところが、ちょっと引かかる言い方かなと思ってまして、規模要件より小さいから何もしないのだみたいな捉え方をされるとちょっと嫌かなと思って聞いていました。大きければそれなりの後

処理とか対策をしますよということでこの法律はあると思うのですけれども、それより小さいからという言い方が少し気になるかなと思ったのです。でも、資料編でデータを見せていただいて、多分大丈夫なのだろうと思うのですけれども、そのところはちょっとと思ひましてコメントです。

あと、VOC はいろいろな成分がありますけれども、お示しいただいた以外の有害な VOC についても計測結果がありますでしょうか、されていますでしょうか。

○齋藤会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。1 つがコメント、1 つが質問だと思います。

○事業者 回答させていただきます。今、この物質以外の調査はしておりません。調査した物質が VOC のインキの中の主成分ということで紹介させていただきました。

○森川委員 なるほど。それ以外はそういう有害なものはもともと使っていないということなのでですね。

○事業者 はい、そうです。

○齋藤会長代理 森川委員、よろしいでしょうか。

○森川委員 はい。

○齋藤会長代理 それでは、堤委員よろしくお願ひします。

○堤委員 先ほどの温室効果ガスのところで少し質問をさせていただければと思うのですが、いろいろな取組をされておられるかとは思ひのですが、削減率が-2.9%というような結論になっているかと思うのですね。2.9%だと、いろいろされているのに少ないかなというような印象があつて、でも、その中で-2.9%でも満足するというふうな御判断をされていて、-2.9%で満足するという御判断の基準を教えていただければと思ひます。

あと、今後計画が進んでいく中でこの削減率がさらに大きくなる、さらに省エネ化が図られるという可能性はあるかどうかをお伺ひできればと思ひます。

○齋藤会長代理 それでは、事業者の方、2 点御質問があつたと思ひますので、よろしくお願ひします。

○事業者 まず、2.9%、ちょっと低いというところでございますけれども、印刷局全体としましては政府の地域温暖化対策計画に基づいて温室効果ガスの削減量の目標を、平成 17 年の実績から見て 4%削減ということとして取り組んでございます。令和 2 年度につきましては、平成 17 年度の比では 28.1%の削減を達成しています。今回の整備の事業計画の対象である王子工場は、これまで環境確保条例で定める地球温暖化対策の計画に基づいて削減に取り

組んでございます。第2期の削減目標については達成しております、この目標達成のため高効率の空調機の更新でありますとか、照明のLED化等、エネルギーの効率の高い設備の導入、ISO14001の取組等を実施してきてございます。

今回の整備事業におきましては、敷地面積の縮小となる中、現在と同等の製造量を計画していることから、可能な限り省エネルギーというところに設定しておりますけれども、削減量の3%減ぐらいのところになっています。

今後なのですが、政府が令和3年4月に、2030年の温室効果ガス目標を2013年度の比として46%削減を目指すという目標を大幅に引き下げるところを表明されたことを受けまして、さらなるエネルギーの消費量の削減対策の検討が必要になってきているということでございます。国立印刷局としましては、脱炭素化社会の実現に向けまして継続して環境に配慮した設備投資や再生可能エネルギーの活用を示しつつ、取組可能なカーボンニュートラルの適用を検討しまして、地球温暖化対策に貢献できるように努めてまいり所存です。

以上、回答させていただければと思います。

○堤委員 そうしたら、継続して、今もずっと削減の取組をされているという理解でよろしいですか。その中で、この事業をしたら-3%ぐらいというような理解でよろしいですか。

○事業者 そのようなことになってございます。

○堤委員 今回、事業の計画や設計が進んでいく中で、さらに削減されるような可能性もありますか。

○事業者 こちらはまだ予測値というところでありまして、実際の設計というところ、今実施設計のほうに入っております。最終的に工事のほうの請負業者が決まって、導入される設備は決まっておりますので、その結果、削減される可能性はないことではないと思っております。

○堤委員 分かりました。ありがとうございます。おそらく施設の規模も大きいですし、長く使われていくような施設になるかと思っておりますので、なるべくゼロエミッションとか温室効果ガス削減に向けた取組をされていかれることを期待しておりますので、よろしく願います。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、水本委員、お願いします。

○水本委員 まず、57ページの史跡・文化財のところと、それから78、79ページあたりを開いていただいて、こちらに書かれている内容について少し質問させていただきます。

「史跡・文化財」のほうは、今回は埋蔵文化財包蔵地がないということで、入っていないということで対象から外されたということなのですが、78ページの図を見ますと、この付近は、上中里のほうに中里貝塚という国指定の遺跡がありまして、そちらと御殿前遺跡という、旧豊島郡というところの範囲なのですけれども、豊島郡衙という役所があった場所で、北区の教育委員会でもこのあたりの遺跡というのは重要視している場所かと思っております。その上で、中里貝塚の延長のラインというのは、おそらく段丘といますか、低地と台地の境の間の少し高いあたりの微高地のあたりにあるのかと思いますので、おそらくは御理解のとおりかなとは思いますが、このあたりはその辺の事情に詳しい北区の教育委員会にぜひ問い合わせをしていただきたいと考えますし、その中里貝塚というよりはどちらかというと豊島郡衙に絡めて、そのあたり、丁寧に北区の教育委員会との連携を図りながら御判断を頂ければと思うのですが、既にこのあたりは連携をとられているような状況でしょうか、お聞かせください。

○齋藤会長代理 それでは事業者の方、回答をお願いします。

○事業者 うちのほうの工場として東京工場というのが飛鳥山の隣ぐらいにあるのですが、そちらのほうではよく文化財が出ているというところで、教育委員会とよく御相談はさせていただいております。今回のところにつきましては、問い合わせ的なところでは、やったとは聞いてございます。ただ、細かく打ち合わせしたところまでは確認がとれておりませんので、持ち帰って確認させていただきたいと思っております。

○水本委員 ぜひお願いします。ここは、中里貝塚に絡む部分と御殿前・豊島郡衙という2つの重要な遺跡に近いという点と、それから土地の古環境といますか、土地の形成に関して非常に重要な地点をおそらく含んでおりますので、密に連携をとっていただきたい。石神井河の旧河道とかそういったところも含めて地形と遺跡の関係ということも含めて密に連絡を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○齋藤会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事業者 教育委員会ともう一度確認はとらせていただきたいと思っております。ただ、加工棟解体部分というところは、今回は、もともとあったところということになっておりますので、こちらは、あまり影響はないかとは思っております。ほかの部分も含めて確認はしていきたいと思っております。

○水本委員 ありがとうございます。埋蔵文化財を丁寧にやりますと旧地形がよく分かりますので、こちらの立地が安全かどうかというところにも実は重要な情報も得られますので、

その上でも北区に問い合わせというのはいいかと思います。

○齋藤会長代理 それでは事業者の方々、教育委員会と密に連絡をとっていただくということでもよろしくをお願いします。

それでは、袖野委員、よろしくをお願いします。

○袖野委員 私からは、ちょっと気になったのは、「土壌汚染」と「廃棄物」のところなのですが、今回の敷地は有害物質による汚染土壌が確認されているということで、その敷地内に汚染地下水もあるということなのですが、「廃棄物」のところを拝見しますと、建設汚泥と建設発生土については基準不適合な物質が含まれる可能性が否定できないことから再利用は考えないということで、どういった処理をされるのかなど。廃棄物を外部に持ち出すのか、現地で封じ込めのような形でそのまま置いておくのかというところが分かりにくかったので御説明を頂きたいというのが1点。

汚染土壌があるということで、汚染地下水もあるということなのですが、今回、「水循環」のところは対象外になっていまして、工事において汚染が拡散しないように対策されるということなのですが、例えば地下水を採取してモニタリングを行って、汚染が拡散していないことを確認するというような対応は考えられておられるのか。

以上2点、教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○齋藤会長代理 事業者の方、御回答をお願いします。

○事業者 「土壌汚染」につきましては、先ほど説明のところでも触れてはございますが、まだ加工棟解体範囲の部分の東京都への提出は行ってございません。1期工事の全体のほうの土壌の調査はこれから行われる予定です。ですので、まだ最終的に結果は出ていないという状況がありまして、その結果が出た状況によって拡散防止計画が変わってくるかなというところですので、まだ未定というところがございます。ですので、評価書案につきましては、細かいところはまだできていないという状況です。

「廃棄物」につきましても、拡散防止計画では特定の廃水処理施設に持ち込まなければいけないというところもございます。そういうところも含めて、まだ契約等もできていない関係上、まだ拡散防止計画がつくられる状態ですので、工事の業者が決まりまして、拡散防止計画を東京都に提出した後、細かいところが決まっていますので、それに則って進めていくところがございます。水のサンプリングも含めて東京都と協議して決まっていくということかと思っております。

また、拡散防止計画のほうで進めていったところで、不足のようなところも今後出るかも

しませんが、そのところはまた審議会等を経まして、御指摘があれば対応していきたいという考えはございます。

○袖野委員 御説明ありがとうございました。形質変更区域になるのか、要措置になるのか、分かりませんが、ぜひ汚染拡散のないようにしっかりとした対応をとっていただければと思います。

○齋藤会長代理 それでは、宮越第二部会長、よろしく申し上げます。

○宮越第二部会長 今回、私が担当させていただいている「地盤」や「水循環」「地形・地質」については項目に入っていないのですが、1点教えてください。

18 ページに計画建築物の断面図が記載されていますが、この中で山留壁、赤い四角になっている部分なのですが、その根入れ深度付近に横方向に構造物が描いてあって、おそらくこれは前のページ等の説明を見ると、構造物が一部残置しているということだと思うのですが、これの目的を教えてください。

○事業者 残っているというか、現状あります加工棟の地下部分は手を加えないような考え方で工事となっております。ですので、加工棟の地下の部分を残すという形でこの断面が記載されてございます。地下部分の解体を行いますと、近隣に対する振動・騒音がかなり大きくなってくるかなというところもありまして、そういう観点から、地下のほうはできるだけ残してしまおうという形で、埋戻しという言葉はあれなのですが、地下のものはそのまま残して含めていって、その上に建てていくという計画でございます。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤会長代理 そのほか、廣江委員、よろしく申し上げます。

○廣江委員 「騒音・振動」を担当しております廣江と申します。丁寧な説明ありがとうございました。

私からは、工事期間中の振動と稼働時の騒音について、それぞれ1つずつ質問があります。

まず、振動ですが、先ほどの質問にもリンクするのですが、そのページの左側に赤い破線で描いてあります山留壁の振動と解体を比べて、解体のほうを最大値としてとっておられるのですけれども、山留壁の杭打ちの振動についてはそれほど大きくない工法をとるとこの理解でよろしいでしょうか。それが1点目です。

それから、稼働時なのですが、印刷工場の場合、その大きな音源がいわゆる印刷工程から出る音ですので、それがコンクリートの中に囲われていて、小さくしか外に出ないというこ

となのですが、予測結果を見ると、ある方向にだけ音源が漏れていっているような予測結果にも見えるのですが、これは音源は屋上にあるものがメインということでしょうか。もしそうだとすると、屋上に配置してあるメインの音源というのはどういうものなのでしょうか。

以上、2点です。

○齋藤会長代理 それでは、事業者の方、御回答をお願いします。

○事業者 山留壁として使うものは鋼矢板のものでして、シートパイルの山留壁を計画しております。資料編の18ページに騒音と振動のパワーレベルの合成値というものを載せてございまして、振動の合成値の一番大きいところで予測をさせていただきました。

○齋藤会長代理 1点目はそれでよろしいということですね。

○事業者 はい。

○齋藤会長代理 ではもう1つのほうをお願いします。

○事業者 資料編の105ページに音源の位置図がございます。これと対応している表が101ページ、102ページにありまして、このような設備機器を音源として想定しております。屋上に設置しておりますものの値が105ページにございます。周囲に防音ルーバーがございますのと、あと、建屋の近くの部分が少し高くなっておりまして、この影響で騒音の予測結果として、ここに偏ったような結果が出ているということになります。

○廣江委員 確認なのですが、この上に出ているのはいわゆるエアコンの室外機みたいなものと考えてよろしいですか。それとも、中に使っている機械の冷却のために動くような、クーリングタワーと言ったら言い過ぎですけども、そういうものなのでしょうか。

○事業者 基本的にはエアコンの室外機になってございます。

○廣江委員 一番心配しましたのは、低いほうの周波数の音が結構残って、周りに伝わってしまっていて、30dBという小さな値なのですが、昼間とはいえ、何か影響を与えると嫌だなど。特に、この30と書いたコンターラインの近傍には2つ保育所があるようですので、保育所にとって昼間といえども稼働時間ではなく、睡眠時間として過ごしている子どもたちもいますので、できるだけ小さなものを選んでいただければなというのがコメントです。

○齋藤会長代理 事業者の方、御留意頂ければと思います。

ほかに手は挙がっておられないようですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言はなさそうですので、これにて2つ目の諮問を終了させていただきます。事業者の皆様方、どうもありがとうございました。御退出いただければと思います。

(事業者退出)

○齋藤会長代理 それでは、諮問2つ終わりましたので、受理関係について議事を進めたいと思います。事務局から御報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 受理関係について報告します。本日の資料3を御覧ください。7月の受理報告は、事後調査報告書2件、変更届1件、受理しております。

6ページを御覧頂きたいと思います。7月分の受理報告に係る助言事項となります。7月の受理報告について委員の皆様から助言事項を御提案していただきました。記載のとおり、各委員のほうから御提案を頂いたところです。

説明は以上となります。

○齋藤会長代理 それでは、7月の受理報告案件について助言されました委員の方からコメントなどをお願いしたいと思います。

○池本委員 都営桐ヶ丘団地の廃棄物でコメントさせていただいているのですが、廃棄物で、当初予測を行ったときと大分時間がたっているので、条件が変わってきている部分があるかなと思っています。アスベストなどが最近話題になってきているというのが大きな違いかと思っています。

それと別件で、地中埋設物についても情報があるのではないかというコメントをさせていただいて、「助言ではないのですが」ということで断っているのですが、そのあたり、予測のときと同じ条件で予測し直して比較するというのも大事だと思うので、それはやっておく必要があるのかなと思うのですが、その後に入ってきた情報、例えばアスベストや地中埋設物の情報なども含めておかないと、後の事後調査で予測の修正結果があまり役に立たないのかなと思いましたので、そのあたりを可能な範囲で取り入れていただいたほうが、後の事後調査で見えやすいのかなと感じてコメントさせていただきました。

○齋藤会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、高橋委員、お願いできますでしょうか。

○高橋委員 高橋です。八重洲一丁目東地区の事後調査報告書に関してコメントさせていただきます。

事後報告書の25ページの表1-7を見ると、騒音・振動についての苦情の状況という表なのですが、これを見ると、苦情数がほぼ1年間ぐらいで18件ということで、ちょっと多いかなという印象を持ちました。その表を見ると、苦情があるごとに適切に対策をとっていただいているので大丈夫かなと思うのですが、今後も苦情が訴えられた場合には、ここに示されているように適切な対応を続けていただきたいと思います。

以上、コメントでした。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、廣江委員、お願いします。

○廣江委員 首都圏中央連絡道建設事業（工事完了後その 2）ということで、事後報告書を読ませていただきました。測定結果が、当初の予測を上回っている。その時間帯が朝と夕であるというところに少し懸念がありました。この近くには、少ないですが住居もありますので、それも夜間は大型車がほとんどですので、今後もこのような超過が続くことが懸念されるので、一層軽減に取り組んでいただきたいというコメントです。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それからもう 1 件、そのまま、変更届のほうもお願いできますでしょうか。

○廣江委員 桐ヶ丘団地のほうですが、これは多分おそらく高橋委員と重複するとは思いますが、変更したとしても予測は変わらないから問題はないというような書き方だったのですが、工事が延長されるということは、それだけで住民に与える影響はあると思いますので、曝露の長期化というのが住民の負担につながらないように十分配慮していただきたいというコメントです。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、桐ヶ丘団地につきまして、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋です。今の廣江委員のコメントと趣旨は全く同じです。評価結果は変わらないと思いますけれども、工事の期間が延長されるということで地域の方々とのコミュニケーションをより一層深めるように取り組んでいただきたいと思います。

○齋藤会長代理 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について審議会からの助言事項とすることでよろしいでしょうか。皆様から何か御意見はございますか。——特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者には伝えまして、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いしたいと考えてございます。

受理関係につきましては、これで終わりにいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。委員の皆様から何か御発言があれば承りたいと思いますが。——特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の審議회를終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出をお願いします。

(傍聴人退出)

(午前 11 時 57 分閉会)